

○輪島市空家等利活用推進事業補助金交付要綱

平成 30 年 6 月 29 日告示第 78 号)

改正 令和 2 年 3 月 18 日告示第 26 号 令和 3 年 3 月 24 日告示第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、空家等の解消及び市民の生活環境の保全を図るため、空家を利用及び活用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、輪島市補助金等交付規則(平成 30 年輪島市規則第 19 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 個人が住宅としての使用を目的として本市の区域内(以下「市内」という。)に建築し、現に居住その他の使用がされていない建築物をいう。ただし、分譲を目的としたもの、共同住宅(戸建住宅を含む。)、長屋及び区分所有建物を除く。
- (2) 登録空家 輪島市空き家・空き地データベースに登録されている空家をいう。
- (3) 定住 本市において、長期にわたり居住する意思をもって住宅を所有し、当該住宅の所在地を住所地として住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)に基づく住民基本台帳に記載し、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (4) 下水道等 次に掲げる法令及び条例に規定する公共下水道、浄化槽及び排水施設をいう。

ア 輪島市下水道条例(平成 18 年輪島市条例第 204 号)

イ 浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 2 条第 1 号

ウ 輪島市農業集落排水施設条例(平成 18 年輪島市条例第 208 号)

エ 輪島市漁業集落排水施設条例(平成 18 年輪島市条例第 209 号)

(5) 市内業者 市内に本店又は支店若しくは店舗を有する法人又は個人事業者をいう。

(6) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、耐震設計及び耐震診断と合わせて行う、上部構造評点を 1.0 以上にする工事をいう。

(7) 改修 既存の住宅の維持又は利便性の向上及び寿命を延ばすために行う工事(所有者の同意を得て行うものに限る。)で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 屋根の修理工事、外壁工事その他建築物の耐久性を高める工事

イ バリアフリー化工事その他安全上又は防災上の機能を備える工事

ウ 水道、ガス又は電気設備の設置工事その他居住性を良好にする工事

エ 台所、風呂、トイレ、洗面台等の設置工事その他衛生上必要な工事

オ その他これらに類するもので市長が認めるもの

(8) 移住者 市内に転入前連続して 2 年以上市外へ住民登録を行っていた者で、定住を目的として、本市に住民登録を行う予定の者又は住民登録を行った日から起算して 1 年を経過していない者

(補助対象事業及び補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とし  
ない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 3親等以内の親族間で登録空家を売買しようとする者
- (3) 法人その他の団体
- (4) その他市長が適当でないと認める者

3 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 店舗、事務所その他の用に供する部分を有する建築物にあつては、店舗、  
事務所その他の用に供する部分の床面積を延べ面積の2分の1未満とすること。
- (2) 建築物が補助対象事業の完了する日までに下水道等に接続されていること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物にあつては、補助対象事業の  
完了する日までに耐震改修工事が完了していること。
- (4) 法人その他の団体が所有する建築物でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助  
金の額及び補助金の上限額は、別表第2のとおりとする。

2 補助対象経費に次の各号のいずれかに該当する費用等が含まれている場合は、  
当該費用を補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 店舗、事務所その他の用に供する部分の改修に係る費用
- (2) 土地の購入に係る費用
- (3) 市内業者以外の者が直接行う改修に係る費用
- (4) 補助対象者が自ら行う改修に係る費用
- (5) 公共事業の施工に伴う補償を受けて行う改修に係る費用

- (6) 物置又は車庫の設置に係る費用
- (7) 国、石川県又は市に納める税金若しくは使用料
- (8) 他の制度により補助金、助成金その他これらに類するものの対象となる費用
- (9) その他市長が適当でないと認める費用

(事業認定)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長に対し登録空家の売買契約を締結する前かつ補助対象事業に着手する前に関係書類を添えて申請し、事業の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その結果を当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、事業を認定する場合において、必要な条件を付することができる。

(事業変更等)

第6条 前条第1項の事業の認定を受けた補助対象者は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による承認をした場合については、前条第2項の規定を準用する。

(事業認定の取消し)

第7条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助事業の認定を受けたとき。

(2) 補助事業の認定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助事業の認定を取り消したときは、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了後15日以内又は市の会計年度末日のいずれか早い日までに、市長に対し補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に  
関係書類を添付し、提出しなければならない。

2 前項の申請は、第5条第2項の規定により補助事業の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までにしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第2号)により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(市長の指示)

第10条 市長は、補助対象者に対し、補助事業の内容及び補助金の使用に関し、必要があると認めるときは、その改善を指示できるものとする。

(決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を廃止したとき。

(4) その他市長が特に適当でないとして認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 18 日告示第 26 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の輪島市空家等利活用推進事業補助金交付要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の申請について適用し、同日前の申請については、

なお従前の例による。

附 則(令和3年3月24日告示第34号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の輪島市空家等利活用推進事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に事業認定の申請が行われた補助対象事業について適用し、同日前に事業認定の申請が行われた補助対象事業については、なお従前の例による。

別表第1(第3条関係)

補助対象事業 補助対象者

登録空家の購入 定住の意思及び計画をもって、自己の居住の用に供するため登録空家を購入(改修を伴うものに限る。)する移住者

登録空家の改修 定住の意思及び計画をもって、自己の居住の用に供するため登録空家を購入し、登録空家の改修を行う者

別表第2(第4条関係)

補助対象事業 補助対象経費 補助金の額 補助金の上限額

登録空家の購入 登録空家の購入に要する経費 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額 100万円

登録空家の改修 登録空家の改修に要する経費

備考

1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の建築物につき補助事業ごとに1回限りとする。

様式第1号(第8条関係)

補助金交付申請書兼実績報告書

様式第2号(第9条関係)

補助金交付(不交付)決定通知書兼補助金額確定通知書